

薬のことで
困って
いませんか？

薬剤師・在宅訪問 サービスのご案内



ぜひ薬局に
ご相談ください！

薬剤師がお薬を持って、患者様のご自宅や施設を訪問し、お薬の管理をお手伝いします。

ご利用開始には医師の指示が必要ですので、まずは薬局にご相談ください。

居宅で療養し通院困難な方は医療・介護保険制度を利用して、薬剤師の訪問サービスが受けられます。(介護保険の利用限度額には含まれません)



薬剤師の在宅訪問サービス内容

❖ お薬の説明をご自宅で

薬剤師がお薬を持って、患者様のご自宅や施設を訪問し、お薬の効果・副作用・飲み方を説明します。また、他の病院のお薬・市販薬・サプリメント・健康食品との飲み合わせも確認します。

❖ お薬の管理・保管についてアドバイス

1回分ずつ飲む薬をまとめたり、お薬カレンダーを利用して飲み忘れがなくなるようお手伝いいたします。また、お薬の適切な保管方法についてアドバイスいたします。

❖ 医師・ケアマネジャー・多職種との連携

訪問内容を医師・ケアマネジャー等に報告し、患者様の薬物治療をサポートします。

副作用の疑いがある場合は速やかに医師に報告いたします。

飲みづらいお薬がある場合には、医師に飲みやすいお薬への変更を依頼します。



ご利用料金について

※要介護・要支援認定を受けている方は介護保険の利用となります。
詳細は薬局窓口でお問い合わせください。

介護保険

利用料金(介護保険負担割合1割の方)

令和3年4月1日現在

訪問1回につき 月4回まで算定

単一建物居住者が1人	《1回》517円
単一建物居住者が2~9人	《1回》378円
単一建物居住者が10人以上	《1回》341円

特殊な利用者の
場合は
月8回まで算定

医療保険

+ お薬代

※麻薬管理の必要な方は、上記金額に100円が加算されます。
※地域等の要件を評価した加算が算定される場合があります。
※介護保険負担割合2割の場合は、上記金額が約2倍になります。

※薬局での介護保険の算定はサービス限度外になります。



北海道



一般社団法人北海道薬剤師会

～医療・介護福祉関係者の皆様へ～

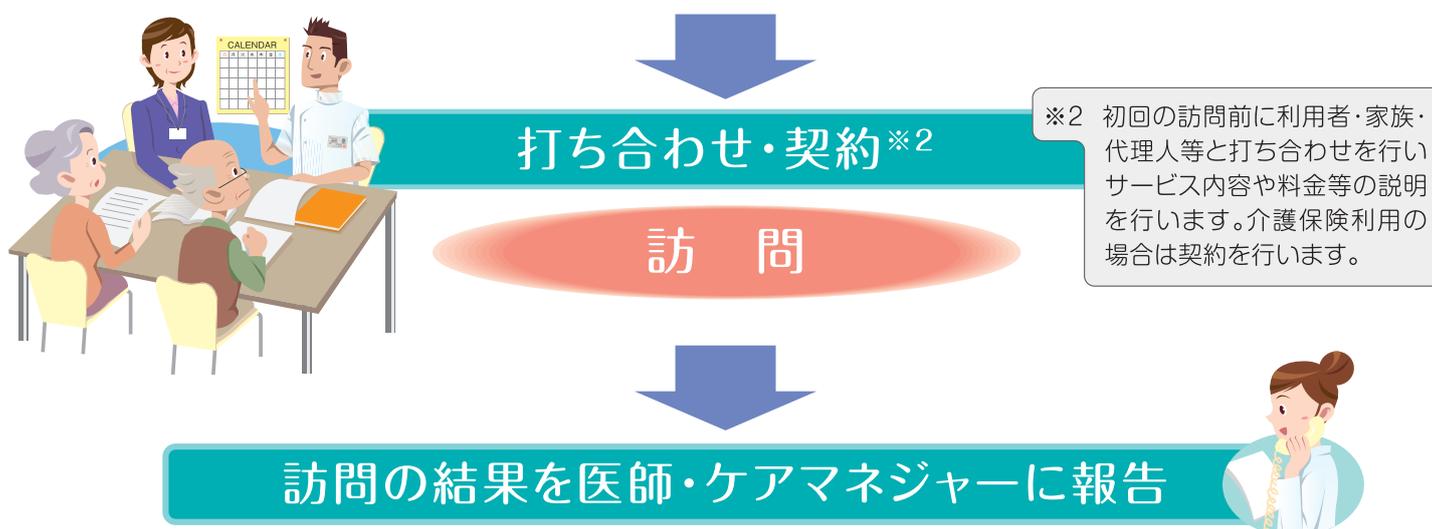
薬剤師・在宅訪問サービスの流れと内容

医師・歯科医師から患者の生活状況・薬剤管理の問題・通院困難などの様々な状況の考慮により訪問指示が出されます。薬剤師は薬局窓口で発見した問題や家族やケアマネジャー、そのほか多職種からの相談を受け医師へ訪問提案を行う場合があります。

※薬剤師の在宅訪問サービスを利用するには「通院困難な患者」との規定があります。この場合の通院困難とは患者単独での通院を意味しますので、家族や介護ヘルパー等の付き添いが必要な方はサービスの利用が可能です。



※1 処方箋の備考欄に在宅訪問とわかるように「在宅訪問」「在宅」「訪問」「居宅」等と記載してください。または、電話等による口頭指示でも構いません。医療機関は薬局へ既往歴・病状・身体状況・介護状況等の患者情報提供書の提出をお願いいたします。



※2 初回の訪問前に利用者・家族・代理人等と打ち合わせを行いサービス内容や料金等の説明を行います。介護保険利用の場合は契約を行います。

薬局では事前に薬学的管理指導計画を作成のうえ訪問します。服薬状況や残薬・保管状況等を確認して、薬局窓口では十分行えない患者個々の生活状況にあった工夫が行えます。訪問で行った内容や残薬状況の要点、薬剤師として医師等に伝えるべきアセスメント事項などを報告いたします。また、家族や介護職員の方々からの細かな要望や質問については、医師と綿密に連絡を取り合うことで解決をはかります。これらの内容はケアマネジャーへもすみやかに報告いたします。

訪問看護師や病院薬剤師との連携や退院時カンファレンスへの参加により、更にきめ細やかなサービスの提供が可能となります。

高カロリー輸液や麻薬などの注射薬に対応可能な薬局もございます。